

満載喫水線に関する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 V 編

改正事項

満載喫水線に関する統一解釈に関する事項

改正理由

乾舷の指定に関する要件を定める国際満載喫水線条約第 III 章第 36 規則においては、連続した倉口を乾舷の計算においてトランクとして扱い乾舷を減ずることが認められている。当該規定に関し、連続した倉口の定義が明確でなかったことから、IACS は連続した倉口とみなすことのできる倉口の配置について検討を行ってきた。

その結果、IACS は、複数の倉口が風雨密性の鋼製構造物により接続されている場合には連続した倉口とみなす旨等明確にする統一解釈 LL79 を 2014 年 6 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 LL79 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 倉口が 1 つの場合には、当該倉口を連続した倉口とみなすことができる旨明記した。
- (2) 倉口間に縦通したコーミングが設けられている場合であって、当該倉口間が風雨密性の鋼製構造物により接続されている場合には、当該倉口及び倉口間の鋼製構造物を連続した倉口とみなすことができる旨明記した。
- (3) 前(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、倉口は連続した倉口とみなさず、すべての倉口を分立トランクとみなす旨明記した。